

事例シート

本件の要旨

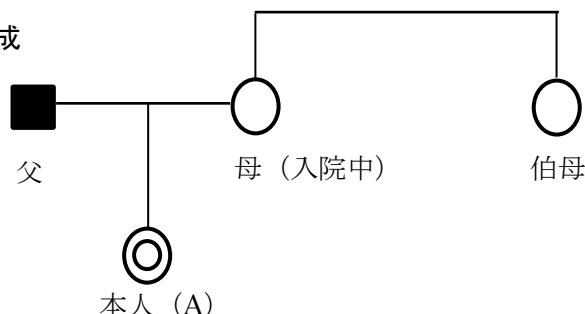
本人は、50 歳代女性。

小さい頃から知的障害が疑われたが、療育手帳は取っていない。兄弟姉妹なし。父親は十年前に死亡。16 歳の頃から精神症状が現れ、統合失調症と診断された。その頃から今まで、精神病院に入退院を繰り返しており、現在入院中である。

本人の症状は安定しており、本人の希望もあることから退院を検討していた矢先、母親が入院した。母親が申立て出来ないことから、市長が後見開始の申立てを行う事になった。

事案の概略

1. 家族構成



2. 本人の状況

本人：Aさん 50 歳代前半の女性。精神保健福祉手帳 1 級。

障害基礎年金 1 級受給。

障害支援区分「3」の判定

3. 後見開始までの経緯

平成〇〇2 月 本人や親の希望、病状が安定していることによる主治医の許可もあるため、退院に向けて検討することになった。

3 月 母親が脳出血で倒れて入院した。入院の手続きや医療費の支払い等は、伯母（母の姉）が行った。母は意識不明の状態が続き、現時点では、回復の見込みがない。

4 月 伯母は、住まいが遠方であること、高齢であることなどから、A への対応は一切できない、と言った。精神科病院のソーシャルワーカーと市の担当者が話し合い、今後の本人の生活の維持、金銭管理、福祉サービス利用契約等の必要性のためにも成年後見人が必要であるという判断に至り、市長申し立てを行うことになった。

申立をするにあたり、精神科医に相談し、診断書の作成を依頼したところ、「本人は知的な障害があり、合わせて統合失調症の精神症状もあって、自己の財産管理を管理・処分をす

る能力に欠ける」と言う診断となり、後見類型で申立を行うことになった。

そこで市では、本人の生活面や福祉サービス利用の必要性を考慮して、「第三者の福祉専門職を後見人として選任されたい」旨の後見開始審判の申立をした。

5月〇〇家庭裁判所から候補者の推薦依頼が来た「ばあとなあ〇〇」では、候補者としてB社会福祉士を推薦した。

6月〇〇家庭裁判所からB社会福祉士に調査の連絡があり、面接が行われた。また、調査官から保険について、概略的な説明が行われた。

7月 後見開始の審判が下りた。2週間後、審判が確定し登記が終了した。

後見人B社会福祉士は、家庭裁判所を訪問して事件を担当した調査官と面接した。

本人、主治医、病院のソーシャルワーカー、B社会福祉士で話し合ったところ、本人は、一人暮らしはむずかしいという結論となり、グループホーム入居の方向で検討することになった。ソーシャルワーカーがいくつか問い合わせ働きかけたところ、成年後見人が選任されるのであれば、ということで入居可能なグループホームがあった。本人と見学に行ったところ、本人も気に入った。

その後、伯母が預かっていた本人の通帳類等が、B社会福祉士に引き渡された。

申立てを行った市からは、本人に申立費用の請求がされた。

家庭裁判所から通知があり、財産目録や収支報告書等を8月31日までに提出することとなった。

7月にB社会福祉士へ引き渡された物

A名義 年金証書 : 障害年金

預金通帳 : ばあとなあ銀行 新町支店 預金通帳 1冊 (年金振込口座)

(普通預金、定期預金)

定期預金証書 : ふくし信用金庫 南町支店

*本事例は研修用教材として作成したものです

4. B社会福祉士が初回報告をするために行った事務

	実施事務	実施方法	結果
1	本人の現在に至る生活状況の把握と今後の方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査官と面接、調査書の閲覧 事前に予約を入れ、家裁を訪問、必要に応じて調査書の複写請求 ・ 本人と面接 ・ 病院関係者との面接 グループホームの検討 （※以上の事務は、事例では7月時点で実施済） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の「退院してグループホームで暮らしたい」という意思、退院できる病状であることを再度確認。 候補になるグループホームを見学、体験し気に入れば入居する方向になった。
2	後見人であることの証明書類の入手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見登記事項証明書の申請 東京法務局へ郵送申請の場合 収入印紙@550円手続きできる地方法務局が近ければそちらを利用 法務省法務局ホームページで申請様式、申請方法、手数料等を確認 （登記事項証明書の発行が間に合わなければ、確定証明書を担当書記官に請求して利用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書を取得した。
3	財産調査 年金振込口座の確認、預貯金口座の名義変更、預金額の確認、土地家屋の名義、評価額の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関へ必要な書類を確認 必要に応じて新規口座開設 口座名義変更届け ・ 法務局での確認 ・ 市区町村税担当課で評価証明書取得 	<ul style="list-style-type: none"> ※別紙に結果を表示

4	重要書類等の管理 預金通帳の管理、年金 証書の管理、権利書等 の管理、貸金庫の確保	・ 管理方法を検討 （場合により）貸金庫借 用を申請する。	貸金庫借用を検討した が、当面、後見人の手元 で管理することになっ た。
5	家裁への報告のために 書類作成	・ 指定の用紙、書式で指 定期日までに提出 ※指定期日までに提出が 難しい場合は家裁書記官 と相談	※事前課題1

事前課題について

○事前課題1:財産調査で分かった結果をもとに、ワークシート1を作成してください。

○事前課題2:ワークシート2に、「4.B 社会福祉士が初回報告をするために行った事務」以外の、今後1年くらいに想定される後見事務を整理してまとめてください。

〈受講者事前配布〉

事例シート 別紙（財産調査の結果）

B 社会福祉士が金融機関への届出・問い合わせや通帳の記帳、自宅を整理して出てきた郵便物や書類の整理、土地・家屋の登記の確認を行った結果、次のことが判明した。

(1) 不動産

- ・自宅の土地、家屋（Aさん名義）

土地 所在：野中市堺町123番

地目：宅地 地積：150 m² 抵当権の設定なし

課税評価額：5,000,000円

家屋 所在：野中市堺町123番一5 延床面積：70 m² 2階建て

課税評価額：300,000円

(2) 預貯金

- ・ばあとなあ銀行 新町支店 普通預金（口座番号1234）残高 400,000円
- ・ばあとなあ銀行 新町支店 定期預金（口座番号2345）残高 500,000円
- ・ふくし信用金庫 南町支店 定期預金（口座番号3456）残高 3,000,000円

(3) その他資産

- ・現金 23,210円 生命保険その他は確認されなかった。

(4) 負債 負債は発見されなかった。

(5) 収入

障害年金 年額 960,000円（年金確定通知で確認された。）

(6) 定期的な支出（概算）

- | | |
|------------------|------------|
| (ア) 国民健康保険料 | 月額 7,000円 |
| (イ) 介護保険料 | 月額 3,000円 |
| (ウ) 入院諸費用 | 月額 40,000円 |
| (エ) 固定資産税 | 月額 2,000円 |
| (オ) 自宅の水、電気、ガス代計 | 月額 5,000円 |

◎ 現金は自宅の鞆などに残っていたもの

◎ 不動産名義は、10年前の父親死亡時に母親がA名義に変えておいたらしい。